

第3 第3について

1 第3、1について

- (1) 複数の大学を併願して受験していることが窺われることは、おおむね認める。
- (2) 併願の傾向については、おおむね認める。

被告も認めるように、受験生は自らの学力に応じて、志願校を定める傾向があるものである。

なお、原告は、受験生は、医学部にさえ合格できれば大学は問わないと考えているとは主張していない。

2 第3、2について

旧設私立医科大学の受験生が多いこと、旧設私立医科大学が関東には6校であること、医学部の合格率が低く、合否を分ける順位には多くの受験生が横

並びとなり、当日の出来不出来次第で合否が変わってしまうこと、受験生の実力や通学可能範囲、支払える学費等から志望校の範囲は一定に絞られることは認め、その余は否認する。

### 3 第3、3について

(1) 被告が大学案内において、志願者、受験者及び入学者の男女や現役・浪人といった属性ごとの具体的な人数を明らかにしていたことは認め、その余は否認する。

(2) 志願者、受験者及び入学者の男女や現役・浪人といった属性ごとの具体的な人数を明らかにしても、得点調整が行われていることは明らかにならない。

実際にも、平成28年度の合格者の男女比では1次試験合格者の女性の割合は30.5パーセントであり、二次試験合格者の女性の割合は29.2パーセントであり(乙19の1)、二次試験で得点調整が行われていたことをこのデータから読み取ることは困難である。

しかも、被告においては年度により得点調整の仕方が違うのであり(甲2、乙1の1)、前年の実績が必ずしも参考にならない。

(3) 被告の主張によれば、学長以外の入試委員なども得点調整がされていたことは知らなかったというのであり、一受験生が上記の情報から得点調整がされていることは推測できない。

(4) したがって、志願者、受験者及び入学者の男女や現役・浪人といった属性ごとの具体的な人数を明らかにしても、受験大学を選択する際の判断材料として十分なものではない。

(5) なお、得点調整を行って、現役男子を有利に扱うことを事前に表明したとしても、そのような得点調整を行うことは、当該試験を受けた者との関係で、不法行為であり、債務不履行であることは変わらない。

## 第二 原告の主張

1 得点調整が説明されていれば受験を控えるのが一般であること

(1) 被告の主張は、旧設医科大学は関東に6校しかないことや学力、通学可能範囲、支払える学費等から志望校の範囲は一定に絞られるから、得点調整が明らかになったとしても、被告を受験することになるという。

(2) ア しかし、被告も第2準備書面12ページで述べるように、受験生は自らの学力に応じて志願校を定める傾向がある(乙16)。受験生にとって入試の目的は合格することであり、自己の学力で合格可能性があるかどうかということは受験生の最大の関心である。受験校選択で、合格可能性は最大の要素である。

しかも、被告も認めるように、医学部の合格率が低く、合否を分ける順位には多くの受験生が横並びとなり、当日の出来不出来次第で合否が変わってしまう。そのため、最大の選択要素である合格可能性に影響を与える得点調整が判明していれば、合格可能性が下がることから、他大学を選択して被告を受験しなかったと考えるべきである。

イ また、被告も認めるように、支払える学費等からも志望校の範囲は一定に絞られるのであり、支払える学費に制限がある一般家庭の子女にとっては、6万円の受験料は安いものではない。

ウ さらに、合格可能性が低い大学の受験対策や受験に当てる時間的負担も無視できないものがある。受験生は、通常、受験期の貴重な時間を合格可

能性の低い大学の受験対策に当てることはしない。そのようなことをすれば他の大学の合格可能性も低くなってしまふからである。

エ そして、すでに準備書面（２）８頁以下で述べたように、得点調整は強い違法性を有するものであり、特段の事情がない限り、得点調整を知っていれば受験しないと考えるべきであること、２次試験の日程も考慮すれば併願できない学校があり、それらには、併願先の有力候補である昭和大学が含まれていること、偏差値が低い滑り止めとなり得る学校が含まれていること等も考慮すべきである。

オ これらの事情を考えれば、最大の選択要素である合格可能性に大きな影響を与える本件得点調整が判明していれば、通常の実験生は、限られた資力、時間を割いて自身を差別的に扱う合格可能性の低い被告を受験しようとはしないというべきである。

カ なお、正規合格の何倍もの合格者を例年出していることから明らかなように、被告の実験生は旧設医科大学しか受けないわけではなく、上位校を狙いつつ、滑り止めとして旧設医科大学を受験するものもいるはずである。そういう者は、得点調整が判明していれば、確実に受かりそうな別の学校を受験するはずである。すなわち本件得点調整の存在は、滑り止め候補からも被告をはずすことになる情報である。

（３）ア 被告は第２準備書面１５頁では、志願者、受験者及び入学者の男女や現役・浪人といった属性ごとの具体的な人数を明らかにしており、属性ごとの入学のしやすさは判別可能であるとする。

イ この主張は何を言わんとしているのだろうか。まさか属性ごとの人数を明らかにしていれば、受験生が本件得点調整をしていることを推測できたとも言えるのだろうか。

属性ごとの受験者数や入学者数を明らかにしていても、受験生は当然、公平な試験が行われた上で合格者の希望に即した取捨選択が行われた結果と捉える。

女性や浪人生でも、男性や現役生と変わらぬ学力をつければ合格できる、と考える。まさか同等の学力では女性や浪人生は合格できないのだ、とは予想もしない。被告の主張は非常識と言わざるを得ない。